



RESONA

使用開始日 2023.2.25.

## 投資信託説明書 (交付目論見書)

# Smart-i 国内株式ESGインデックス

追加型投信／国内／株式／インデックス型

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、右記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います。]

### りそなアセットマネジメント 株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第2858号

設立年月日 2015年8月3日

資本金 10億円(2022年11月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆5,240億円  
(2022年11月末現在)

照会先：りそなアセットマネジメント株式会社

お問い合わせ： 0120-223351

(営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ：<https://www.resona-am.co.jp/>

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

### 株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この目論見書により行う「Smart-i 国内株式ESGインデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年2月24日に関東財務局長に提出しており、2023年2月25日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型投信	国内	株式	インデックス型

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	日本	ファミリーファンド	その他 (MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ 指数(配当込み))

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1 国内の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)\*の動きに連動する投資成果を目指します。**

\* 指数の詳細については、「MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)とは」をご参照ください。

**2 RM国内株式ESGマザーファンドを通じて、主として国内の金融商品取引所上場株式\*のうち、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)に採用されている株式への投資を行います。**

- MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)への連動性を高めるため、国内株式の指標を対象指標としたETF(上場投資信託証券)、国内株式を対象とした株価指標先物取引を活用することができます。

\* 上場予定を含みます。

**3 購入時手数料のないノーロード型のファンドです。**

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

### ESGとは

「ESG」とは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字を取ったものです。

ESG評価の高い企業は、持続的な企業価値の向上が期待されています。

ESG投資は、従来の財務情報に加え、非財務情報であるESGの評価を重視して銘柄選別を行う運用手法です。

# ファンドの目的・特色

## MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)とは

MSCI Inc.が開発し、国内株式を対象とした株価指数であるMSCI ジャパン IMI指数\*の構成銘柄から、相対的にESG評価の高い銘柄を選定することで構築される指数で、配当を考慮したものです。

### 〈指標の特徴〉

- ① MSCI Inc.独自のESG評価モデルを用います。当該モデルは、評価対象企業に対し、当該企業が属する業種が直面するESG上のリスクや機会は何か、当該企業にとってそれらがどの程度大きく、どの程度マネジメントを行っているかを測定・分析し、同業種他社と比較することを目的としています。
- ② 企業に対するESG評価は最終的にAAA～CCCの7段階のESG格付で表され、格付がBB以上(7段階のうち上位5段階目まで)の企業が選別されます。
- ③ E/S/Gそれぞれの要素に負の影響を与える可能性がある不祥事について分析し、11段階のうち上位8段階目までの企業が選別されます。
- ④ MSCI ジャパン IMI指数\*を構成する銘柄の中から、業種分類(GICS:Global Industry Classification Standard)ごとに時価総額50%を目標として、指標を構成する企業が選別されます。

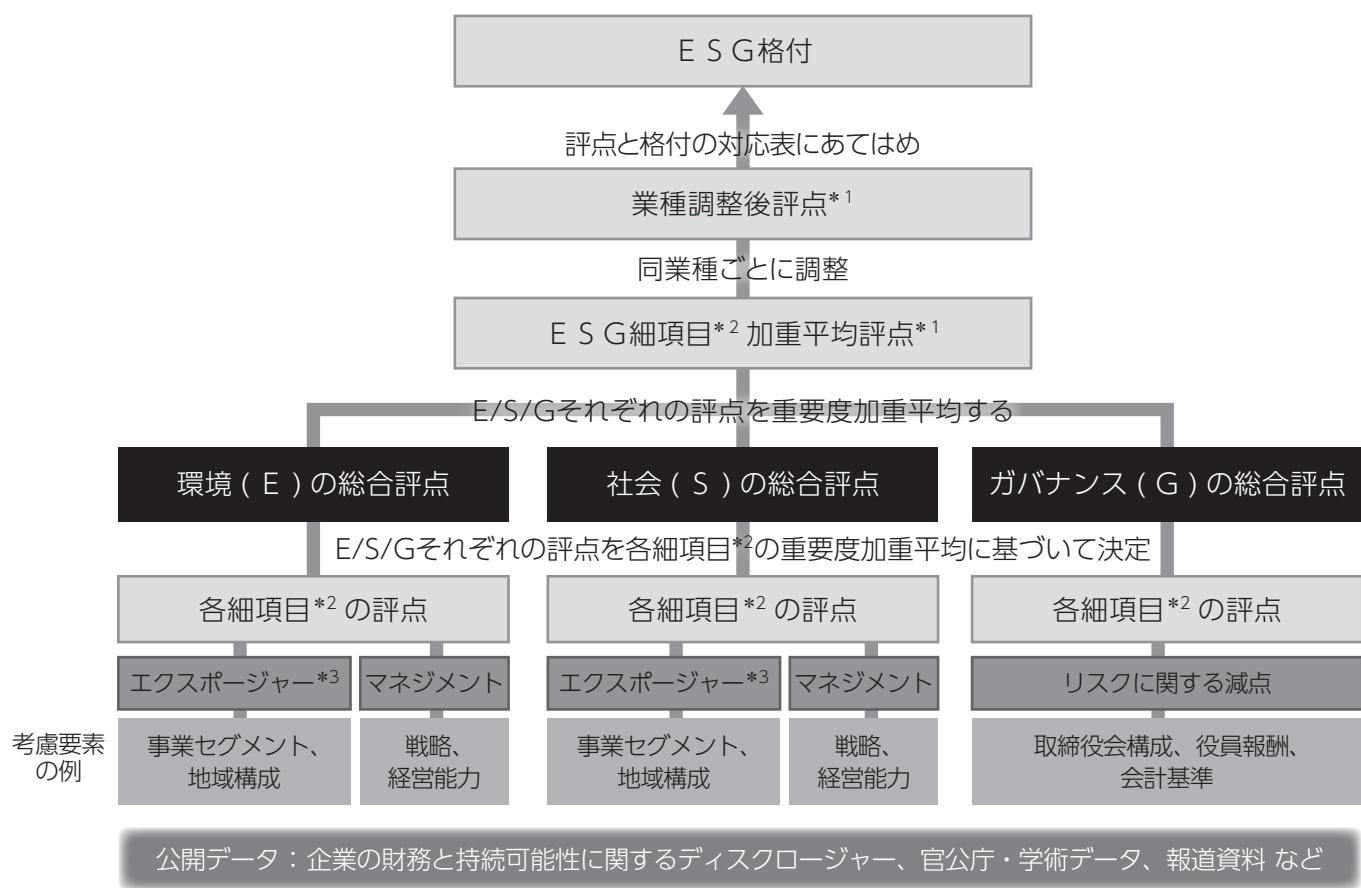
\* MSCI ジャパン IMI指数は、MSCI Inc.が開発した、日本の上場株式を対象として算出した指標です。

※ MSCI Inc.の資料に基づき、りそなアセットマネジメントが作成。  
※ 上記の記載内容については、今後変更される可能性があります。

# ファンドの目的・特色

## 〈ESG格付決定プロセス〉

1. 業種別に、MSCI Inc.が独自にE/S/Gそれぞれに設定している細項目(Key Issue)のうち関連が深いものを選定し、それがリスクまたは機会として顕在化するまでの時間の長短および環境・社会に与える影響の大小の2軸をもとにウエイト配分を決定する。
2. E/S/Gそれぞれに選定された細項目をもとに、E/Sに対しては、エクスポージャー(経済的なリスクの程度)の大きさとそれに対するマネジメントがどの程度なされているかを、Gに対しては、企業統治上のリスクに関する評価を減点方式で勘案し、E/S/Gそれぞれに0~10の点数を付与する。
3. 上記1.で決定したウエイト配分をもとに、上記2.でE/S/Gそれぞれに付与した点数を、加重平均したうえで同業種他社との比較を踏まえ調整を行い、0~10の点数を算出する。
4. 算出された点数を格付表にあてはめ、格付を決定する。



\*1 : 0~10の点数を算出

\*2 : 業種別にMSCI Inc.が独自にE/S/Gそれぞれに設定している細項目(Key Issue)

\*3 : 経済的なリスクの程度

※ MSCI Inc.の資料に基づき、りそなアセットマネジメントが作成。

※ 上記の記載内容については、今後変更される可能性があります。

# ファンドの目的・特色

〈MSCI Inc.のESG細項目(Key Issue)の例〉(ご参考)

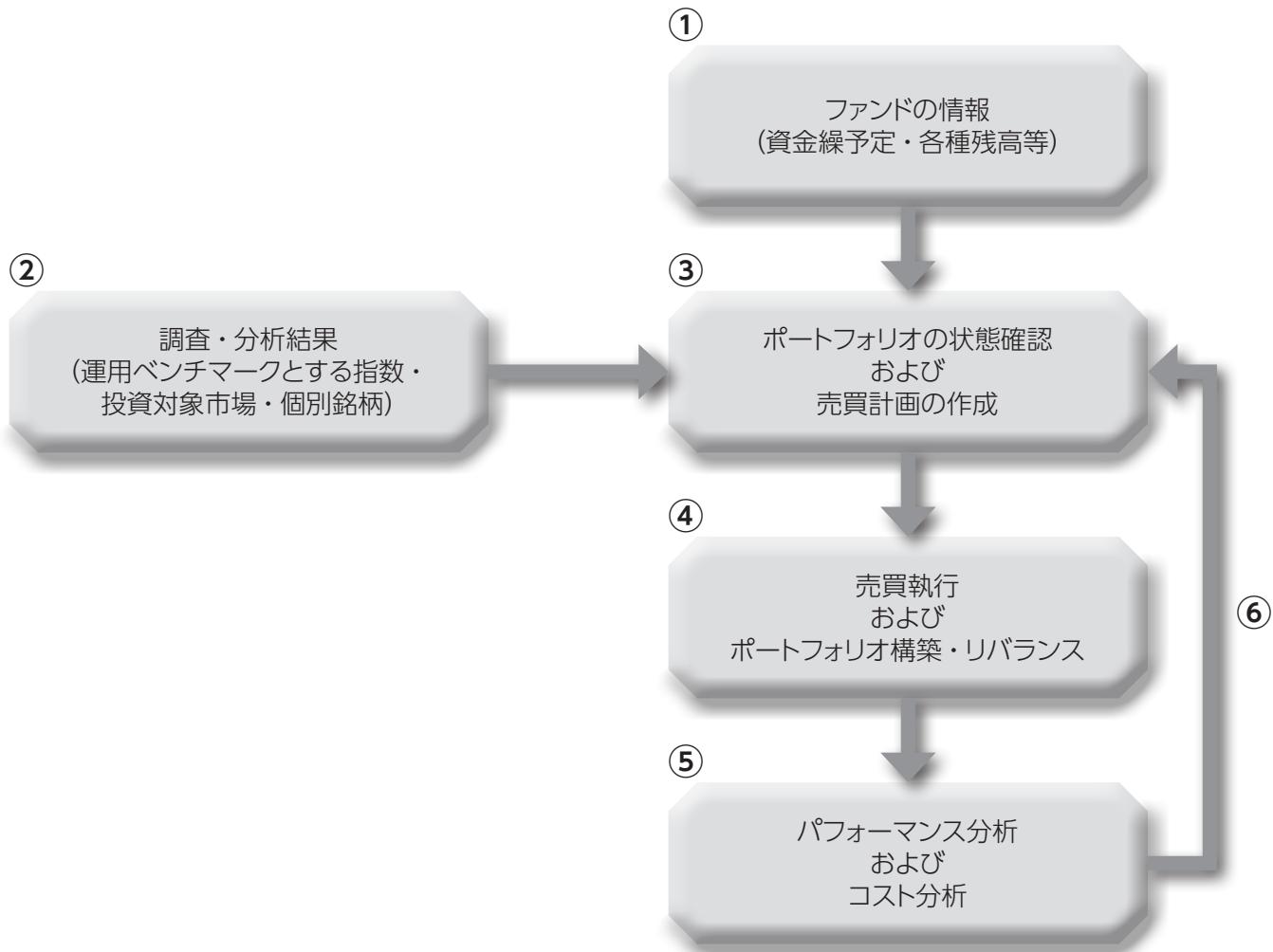
E	気候変動	自然資本
	▷ 二酸化炭素排出 ▷ 環境インパクト金融など	▷ 水資源の枯渇 ▷ 生物多様性と土地の利用など
S	環境汚染・廃棄物	環境に関する市場機会
	▷ 有害物質の排出と廃棄 ▷ 包装材の廃棄など	▷ クリーンテクノロジー ▷ 再生可能エネルギーなど
G	人的資本	製造物責任
	▷ 人材開発 ▷ サプライチェーン上の労働規範など	▷ 製品の安全性と品質 ▷ 金融商品の安全性など
	利害関係者の対立	社会に関する市場機会
	▷ 希少資源など	▷ コミュニケーションの機会 ▷ 金融サービスの利用機会など
	企業統治	企業行動
	▷ オーナーシップとコントロール ▷ 議決権行使など	▷ 納税の透明性など

※ MSCI Inc.の資料に基づき、りそなアセットマネジメントが作成。

※ 上記の記載内容については、今後変更される可能性があります。

# ファンドの目的・特色

## 運用プロセスのイメージ



- ① 設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ② 運用ベンチマークとする指標および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③ 各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④ 売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤ 運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥ 上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

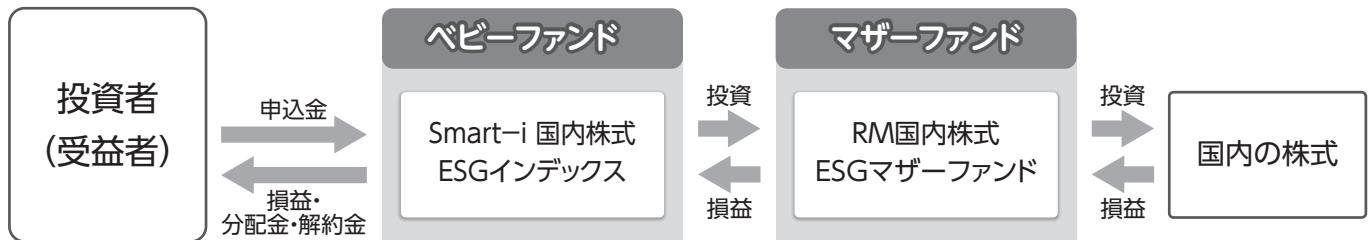
※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## ■ 分配方針

原則、毎年11月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
  - ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
  - ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
- ★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

MSCI Inc.が開発した「MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)」は、国内株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいようお願いします。

市場リスク	株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信 用 リ ス ク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流 動 性 リ ス ク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

\*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み)(以下、本頁において「指数」といいます。)に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
  - 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
  - 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
  - 運用管理費用(信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおぼすことがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料に記載している指数の知的財産権、その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

## リスク管理体制

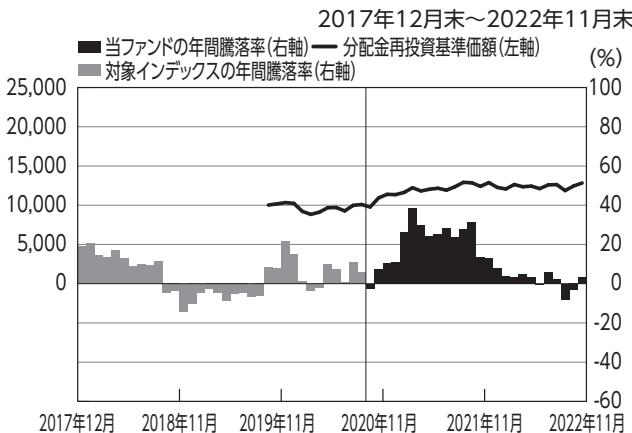
運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

※上記体制は2022年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 投資リスク

## [参考情報]

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したもので、なお、2020年9月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### 各資産クラスの指標

日本株…東証株価指数(TOPIX、配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関する責任は、野村総合研究所にあります。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

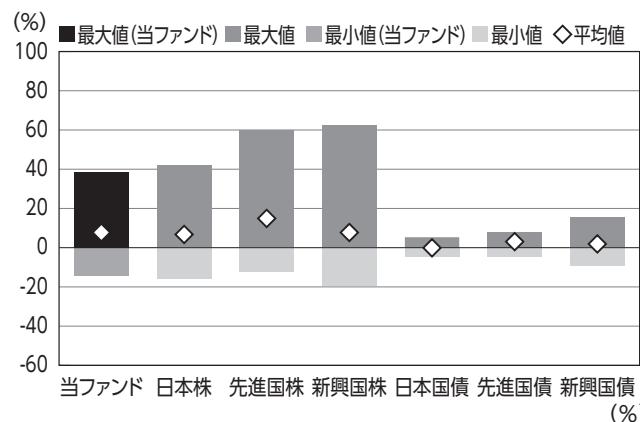
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2017年12月末～2022年11月末



\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

# 運用実績

2022年11月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)	
2020年11月25日	0円
2021年11月25日	0円
2022年11月25日	0円
－	－
－	－
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

### ■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	95.4%
投資証券	1.5%
先物	3.0%
現金等	0.2%
合計	100.0%

### ■株式組入上位5業種

	業種	組入比率
1	電気機器	19.5%
2	輸送用機器	7.8%
3	医薬品	7.0%
4	銀行業	6.2%
5	情報・通信業	6.0%

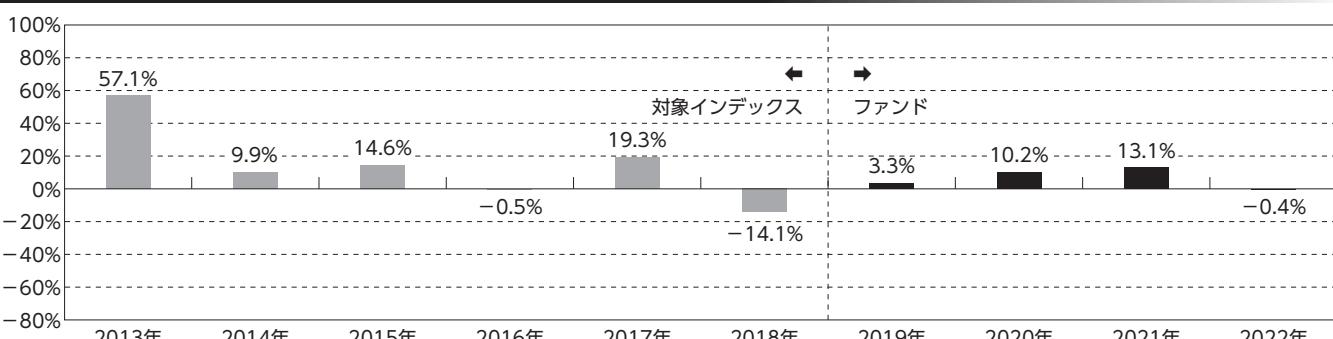
### ■組入上位銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	7.1%
2	ソニーグループ	電気機器	4.7%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.0%
4	第一三共	医薬品	2.6%
5	日立製作所	電気機器	2.3%
6	東京エレクトロン	電気機器	2.2%
7	KDDI	情報・通信業	2.2%
8	任天堂	その他製品	2.2%
9	リクルートホールディングス	サービス業	2.1%
10	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.0%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

※業種は東証33業種の分類を基準としています。

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



・2013年から2018年までは、対象インデックス(MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(配当込み))の年間騰落率です。

・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

・2019年は10月30日から12月末までの騰落率です。2022年は11月末までの騰落率です。

・年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金のお申込みについては、各営業日の午後3時までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日のお申込み分として取扱います。
購入の申込期間	2023年2月25日から2023年8月25日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。
信託期間	無期限(2019年10月30日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 ● 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。 ● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。 ● やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	年1回決算 11月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があるため、詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.resona-am.co.jp/">https://www.resona-am.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)」および「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。配当控除の適用があります。益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合には、変更となることがあります。 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して、 <u>年率0.2365%(税抜0.2150%)</u> を乗じて得た額とします。 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 $\text{信託報酬} = \text{日々の純資産総額} \times \text{信託報酬率}$		
運用管理費用の配分	支払先	配分(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.0975%	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
	販売会社	年率0.0975%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.0200%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料	• 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 • 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 • 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含みます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。
------------	--

※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※「NISA(少額投資非課税制度)」および「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記税率は2022年11月末現在のものです。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、収益分配金および換金時・償還時の個別元本超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<メモ>

(本ページは目論見書の内容ではございません。)

